

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人北杜市農業振興公社（以下「本公社」という。）の定款第 22 条及び第 30 条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本公社を主たる勤務場所とし、月 18 日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等は無報酬とする。ただし、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2. 前項の報酬は、別表「役員報酬表」に定める年間報酬総額の金額の範囲内で、理事長が評議員会の承認を得て、決めるものとする。
3. 常勤役員の報酬は、年間報酬額の 12 分の 1 を職員の支給日に支給する。ただし、税金、保険料等の法令に定めがある場合については、報酬の一部を控除する。
4. 非常勤役員及び評議員の報酬は、本公社の事業年度末の月に、支給するものとし、在任期間が 1 年に満たない場合は、月割り計算によって支給する。ただし、税金、保険料等の法令に定めがある場合については、報酬の一部を控除する。
5. 前各号において、非常勤役員及び評議員が国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の第 3 条に規定する一般職の公務員の場合には支給しない。

6. 役員等には、賞与及び退職手当は支給しない。

(費用)

第4条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、本公社の会議に出席したときは、その通勤にかかる交通費は対象外とする。

(公表)

第5条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として、公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

「役員報酬表」

職 名	区分	報酬額	備 考
常勤役員	年額	1,200,000 円	
理事長	年額	50,000 円	常勤の場合を除く
副理事長	年額	30,000 円	常勤の場合を除く
理事・監事	年額	20,000 円	常勤の場合を除く
評議員	年額	10,000 円	常勤の場合を除く